

八千代市入札の心得

平成 17 年 12 月 12 日制定

平成 22 年 2 月 19 日改正

八千代市における入札は、八千代市入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意のうえ、入札を行ってください。

1 入札の参加について

八千代市財務規則に定める様式により入札書を作成し、封書にして自己の名を表記し、入札の日時までに入札の場所へ提出してください。

代理人をして入札させるときは、委任状（入札約款第 1 号様式）を入札の執行前に提出してください。

誓約書（入札約款第 2 号様式）を入札の執行前に提出してください。

入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか、若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印してください。ただし、金額の訂正は、いかなる場合も認められません。

入札書の提出と併せ、見積内訳書を提出してください。ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札にあっては提出する必要はありません。

2 入札の辞退について

入札の執行完了までは、いつでも入札を辞退することができます。

入札を辞退するときは、次の区分によりその旨を申し出てください。

ア 入札執行前 入札辞退届（入札約款第 3 号様式）により申し出てください。

イ 入札執行中 辞退の旨を記載した入札書により申し出てください。

入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取り扱いを受けることはありません。

3 無効となる入札について

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合であると認められる入札

ク 同一の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札

ケ 再度入札における入札金額が初回の最低入札金額以上の入札

コ 見積内訳書の提出のない入札（ただし、あらかじめ見積内訳書の提出が必要ないと説明のあったとき、又は再度入札を除く）

サ 入札書に記載された金額と見積内訳書の金額に相違がある入札

シ その他入札に関する条件に違反した者の入札

4 設計図書等について

入札に当たって配付された設計図書等は、返却しなければなりません。ただし、設計図書等を有償で配付した場合にあっては、この限りではありません。

5 再度入札について

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格に達した入札がないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、予定価格をあらかじめ公表した場合においては、再度入札は行いません。

再度入札の回数は、1回です。

再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者、初回の入札を無効とされた者又は最低制限価格を設けた入札において、初回の入札金額が最低制限価格を下回った者は参加できません。

6 落札者の決定等について

最低制限価格を設けている入札の場合においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けていない入札の場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、低入札価格調査の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている入札の場合において、入札の結果、調査基準価格を下回る入札があったときは、八千代市低入札価格調査実施要領に基づき落札者を決定いたします。また、総合評価一般競争入札により執行した場合は、八千代市総合評価一般競争入札試行実施要領に基づき落札者を決定いたします。

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定いたします。なお、くじ引きの辞退は認めません。

くじ引きを行う場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）第9条第1項に該当する場合において、当該落札者は、直ちに免税事業者届出書（入札約款第4号様式）を提出してください。

7 契約の締結及び契約保証金について

落札者は、落札者となる旨の通知を受けた日から7日以内に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければなりません。

落札者は、契約の締結に関し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、市長が定める分類のうち、工事及び委託以外の契約の締結に関し、落札者が八千代市財務規則第146条第2項又は第3項の規定に該当する場合においては、該当することを証明する書類の提出をもってその全部又は一部を納付しないことができます。

8 その他

入札後、この約款、設計図書等についての疑義又は不明を理由として異議を申し出ることができません。

入札会場では常に静粛にし、私語は慎んでください。

入札には、自己の印鑑を必ず持参してください。